

角田市スポーツ交流館宿泊利用要項

角田市スポーツ交流館の宿泊利用に関し、角田市スポーツ交流館条例及び管理規則に定めるもののほか、下記のとおりとします。

1. 申し込み 角田市スポーツ交流館使用許可申請書に必要事項を記入し、宿泊期間中の日程及び宿泊者名簿を添付して提出して下さい。
2. 受付期間 使用日の3か月前（市外の方は2か月前）から3日前までに申請して下さい。
3. 使用期間 1泊から6泊まで利用できます。
入館時間（チェックイン） 午後1時から午後5時まで
退館時間（チェックアウト） 午前9時から午前11時まで
（宿泊する部屋以外の利用時間は午前9時から午後9時までです。）
4. 宿泊人数 10人以上61人まで利用できます。
5. 休館日 （1）毎月第4火曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日）
（2）12月28日から翌年1月4日まで
6. 食事 食事は全て自炊です。自炊は調理室をご利用下さい。
自炊できない場合は、出前等を利用して下さい。
○調理室の使用上の注意事項は次のとおりです。
（1）**結露、湿気などにより床が滑りやすいので、滑らない上履きで利用すること（スリッパでの利用はしないこと）**
（2）調理の際は十分な換気を行い、結露、湿気対策を行うこと
（3）使用した器具や食器類はよく洗い、乾燥させてから指定の場所に格納すること
（4）使用したガステーブル等の元栓は必ず閉めること
（5）残飯は十分に水分を抜いてから指定の燃やせるゴミ袋に入れ、館外北側にある燃やせるゴミ用の容器に入れること
（6）生ゴミ以外のゴミは利用者が持ち帰ること
7. 入浴 浴室の利用時間は午後5時から午後9時までとなっております。入浴時間はこの時間内に設定して下さい。
浴室は大・小浴場のどちらか一方となりますので、男性と女性で時間を区切って入浴して下さい。
○浴室の使用上の注意事項は次のとおりです。
（1）酒気帯びの方、体調のすぐれない方は入浴しないこと
（2）浴槽内には体を洗ってから入ること
（3）手ぬぐい、タオルなどは浴槽内に入れないこと
（4）洗い桶等は使用后整理しておくこと
8. 門限時間 門限は午後10時です。玄関等を全て施錠しますので時間を厳守して下さい。午後10時以降は出入りができませんのでご注意下さい。
9. 火気取扱 使用責任者は、就寝前に必ず火気の点検をして下さい。（調理室のガスの元栓、エアコンやファンヒーターのスイッチや元栓等）
喫煙ができるのは指定の喫煙所（館外北側）のみです。部屋等での喫煙は絶対にしないで下さい。

10. 消灯時間 消灯時間は午後11時です。ロビー及び共有部分は午後11時に消灯します。

11. 清掃 使用した部屋は利用者が各自清掃して下さい。
また、使用期間中は毎日起床後に清掃して下さい。

12. 使用料

使用区分			使用料		使用単位	使用料	
			市内	市外			
多目的 ホール	スポーツ	高校生 以下	午前・午後	210	310	時間	円
			夜間	320	480	時間	円
		一般 学生	午前・午後	320	480	時間	円
			夜間	640	960	時間	円
	その他の催物		午前・午後	1,620	2,430	回	円
			夜間	2,160	3,240	回	円
調理室			午前・午後	1,080	1,620	回	円
			夜間	1,620	2,430	回	円
会議室			午前・午後	540	810	回	円
			夜間	750	1,120	回	円
和室1			午前・午後	540	810	回	円
			夜間	750	1,120	回	円
和室2			午前・午後	320	480	回	円
			夜間	540	810	回	円
宿泊			1人1泊	810	1,210	人 泊	円

- ① 午前は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時までの使用となります。
- ② 市外の方の使用料は、平成22年6月1日以降使用分から適用します。
- ③ 宿泊の場合で多目的ホールも使用する場合は、多目的ホール使用料を加算します。

13. 寝具料金 寝具借り上げを希望される場合は下記料金となります。
寝具セット一式（10月～6月）1,300円
（7月～9月）1,100円
※寝具を持ち込む場合、料金はかかりません。

14. その他の注意事項

- (1) 館内での飲酒はご遠慮下さい。
- (2) 館内の施設及び備品等を破損した場合は、直ちに職員へ申し出て下さい。
- (3) 使用終了後に、職員が使用責任者立会いのもと各部屋を見回り、器具の収納、清掃状況、ゴミの始末、忘れ物等の確認をします。
- (4) 館内では、各自良識を持ち行動して下さい。

※この要項は、平成22年4月1日から適用する。
※この要項は、平成28年4月1日から適用する。

角田市スポーツ交流館宿泊利用者名簿

団体名		利用団体住所						
代表者氏名		代表者住所		TEL	性別	年齢	職業	備考
					男・女			
No.	宿泊者氏名	宿泊者住所	No.	宿泊者氏名	宿泊者住所			
1			26					
2			27					
3			28					
4			29					
5			30					
6			31					
7			32					
8			33					
9			34					
10			35					
11			36					
12			37					
13			38					
14			39					
15			40					
16			41					
17			42					
18			43					
19			44					
20			45					
21			46					
22			47					
23			48					
24			49					
25			50					

※旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条により宿泊者名簿の提出が義務づけられています。
ご協力をお願いします。